調達要求番号：6NB41AZ0001

陸上自衛隊仕様書			
件名	大型車両整備用オートリフト（２４ｔ）据付役務	仕様書番号	－
		作成年月日	令和8年10月19日
		作成者	第３０１普通科直接支援中隊
			１尉　長谷川　太郎

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊郡山駐屯地第３０１普通科直接支援中隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、“本機”という。）

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊　装備品等一般　共通仕様書

ＧＷ－Ｂ５０２４０１　　大型車両整備用オートリフト

b)　公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

c)　法令等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

リフト点検資格認定制度　社団法人日本自動車機械工具協会

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

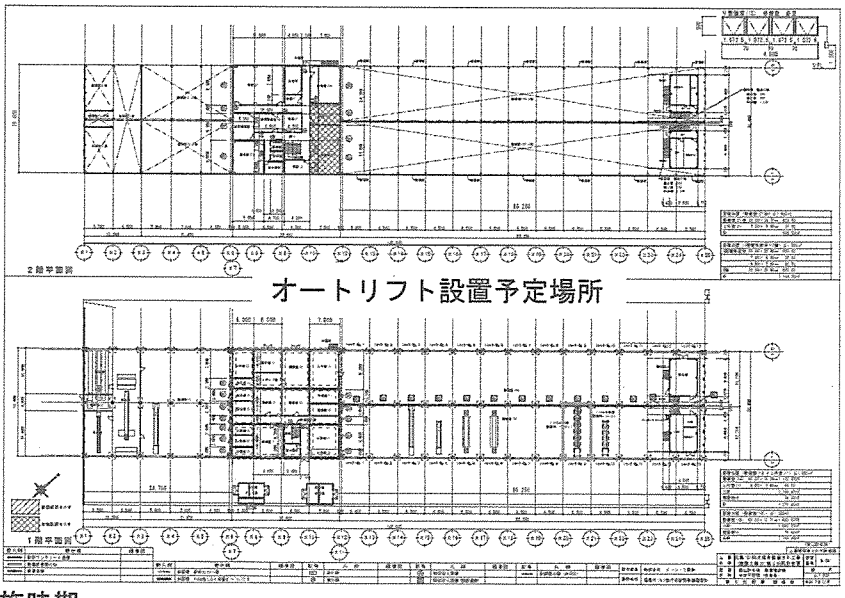
この役務に関する一般的要求事項は，公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）に基づき，既存の建物に ＧＷ－Ｂ５０２４０１ における２４ｔ１台を設置する。※電源接続工事を含む

なお，設置後ＧＷ－Ｂ５０２４０１の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2　据付実施場所

据付実施場所は，陸上自衛隊郡山駐屯地第１３２号整備工場とする。

細部は官側担当者の指示による。



2.3　据付実施時期

据付実施時期は，監督官と調整のうえ契約後速やかに実施。細部は官側担当者との調整によ

2.4　役務内容
2.4.1　据付機器
　据付機器は，官給する。据付機器の契約の相手方への引渡時期は，細部は官側担当者との調整据付に際し、官給品置き場から据付現場までの運搬は請負業者が実施するものとする。
2.4.2　設置上の留意事項
　設置上の留意事項は，官側担当者の指示による。
2.4.3　使用材料
　使用材料は，契約の相手方が準備する。
2.4.4　構造・形状・寸法
　据付場所の構造，形状及び寸法は，官側担当者の指示による。
2.4.5　据付要領など
a)　据付けに関する技術的な諸調整は，契約の相手方の責任において実施する。
　なお，据付，調整，機能及び性能確認は，社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施する。
b)　使用者に対する本機の基本的な取扱方法に関する説明を行う。
2.4.6　外観
　据付け後の外観は，使用上有害な傷，割れ，まくれその他の欠陥がなく，各部の仕上がりは，良好でなければならない。

3　品質保証
3.1　試験
　契約の相手方は，据付け後，官側立会において，機能試験を実施し，正常な作動状況であることを確認の上，引渡しを行う。
3.2　監督・検査
　監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示
4.1　提出書類
　提出書類は，官側担当者の指示による。
4.2　官給品
　官給品は，2.1とし，手続要領などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条５による。
4.3　保全
　保全は，次による。
a)　駐屯地への立入りに際しては，当該駐屯地所定の立入手続を行う。
b)　駐屯地の中で作業を行う場合は，駐屯地内での行動（入門手続・火気取扱・作業用通行路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域以外への立入りを禁止する。
c)　契約の相手方は，この契約の履行に当たり．直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表などは，官側の承認なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。
4.4　安全管理
　契約の相手方は，必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに，機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また，作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど，安全管理を徹底する。
4.5　その他
　その他は，次による。
a)　役務履行で発生したこん包材等は，契約の相手方が処分する。
b)　この据付けに際し．駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し，万一損傷を与えた場合は，速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに，契約の相手方の負担において原形に復旧しなければならない。
c)　役務実施中の災害予防については、充分留意するものとし、万一事故等が発生した場合は，速やかに監督官に報告する。なお事故補償はすべて債負側とする。
d)　この据付け終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。
e)　作業の実施に当たっては，午前８時１５分から午後５時までの平日を基準とし，その時間を超える場合は，駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとる。

f)　役務履行に必要な電気及び水の使用は有料とし，契約担当官等と調整する。
g)　契約の相手方は，オートリフト納入に際し，官側の支援が必要となる事項がある場合は，当該部隊の 検査・監督官と調整し，官側の支援を受けてもよい。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6NB41AZ0001
	調達要求年月日	令和８年１０月１９日
	作成部課	第３０１普通科直接支援中隊
	作成年月日	令和８年１０月１日

品名	大型車両整備用オートリフト（２４ｔ）据付役務
仕様書番号	

指定事項：下記の指定事項について，仕様書を補足する。

2.4.1　役務対象品及び役務内容

役務対象品		役務内容	数量
品名	規格		
大型車両整備用オートリフト（２４ｔ）	WSL-PSFU300S-T	据付設置	１式

官給品材料支給通知書

官給品内訳明細書（令和８年１０月）

品　名	規格	数量	単位	備　考
大型車両整備用 オートリフト	２４ｔ	１	式	調達要求番号 6NB41AZ0001

調達要求番号：6NB41AZ0002

陸上自衛隊仕様書			
件名	中型車両整備用オートリフト （１１ｔ）据付役務	仕様書番号	－
		作成年月日	令和8年10月19日
		作成者	第３０１普通科直接支援中隊
			１尉　長谷川　太郎

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊郡山駐屯地第３０１普通科直接支援中隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、“本機”という。）

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　　陸上自衛隊　装備品等一般　共通仕様書

ＧＷ－Ｂ５０２５０１　　中型車両整備用オートリフト

b)　公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

c)　法令等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

リフト点検資格認定制度　社団法人日本自動車機械工具協会

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

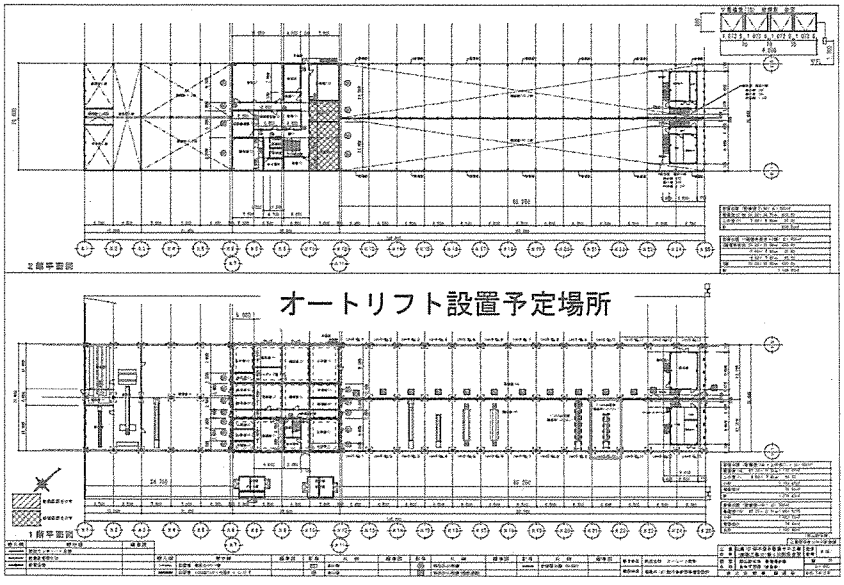
この役務に関する一般的要求事項は，公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）に基づき，既存の建物に ＧＷ－Ｂ５０２５０１ における１１ｔ１台を設置する。※電源接続工事を含む

なお，設置後ＧＷ－Ｂ５０２５０１の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2　据付実施場所

据付実施場所は，陸上自衛隊郡山駐屯地第１３２号整備工場とする。

細部は官側担当者の指示による。



2.3　据付実施時期

据付実施時期は，監督官と調整のうえ契約後速やかに実施。細部は官側担当者との調整によ

2.4　役務内容

2.4.1　据付機器

据付機器は，官給する。据付機器の契約の相手方への引渡時期は，細部は官側担当者との調整据付に際し、官給品置き場から据付現場までの運搬は請負業者が実施するものとする。

2.4.2　設置上の留意事項

設置上の留意事項は，官側担当者の指示による。

2.4.3　使用材料

使用材料は，契約の相手方が準備する。

2.4.4　構造・形状・寸法

据付場所の構造，形状及び寸法は，官側担当者の指示による。

2.4.5　据付要領など

a)　据付けに関する技術的な諸調整は，契約の相手方の責任において実施する。
　なお，据付，調整，機能及び性能確認は，社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施する。

b)　使用者に対する本機の基本的な取扱方法に関する説明を行う。

2.4.6　外観

据付け後の外観は，使用上有害な傷，割れ，まくれその他の欠陥がなく，各部の仕上がりは，良好でなければならない。

3　品質保証

3.1　試験

契約の相手方は，据付け後，官側立会において，機能試験を実施し，正常な作動状況であることを確認の上，引渡しを行う。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，官側担当者の指示による。

4.2　官給品

官給品は，2.1とし，手続要領などは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条５による。

4.3　保全

保全は，次による。

a)　駐屯地への立入りに際しては，当該駐屯地所定の立入手続を行う。

b)　駐屯地の中で作業を行う場合は，駐屯地内での行動（入門手続・火気取扱・作業用通行路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域以外への立入りを禁止する。

c)　契約の相手方は，この契約の履行に当たり．直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表などは，官側の承認なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.4　安全管理

契約の相手方は，必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに，機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また，作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど，安全管理を徹底する。

4.5　その他

その他は，次による。

a)　役務履行で発生したこん包材等は，契約の相手方が処分する。

b)　この据付けに際し．駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し，万一損傷を与えた場合は，速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに，契約の相手方の負担において原形に復旧しなければならない。

c)　役務実施中の災害予防については、充分留意するものとし、万一事故等が発生した場合は，速やかに監督官に報告する。なお事故補償はすべて債負側とする。

d)　この据付け終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。

e)　作業の実施に当たっては，午前８時１５分から午後５時までの平日を基準とし，その時間を超える場合は，駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとる。

f)　役務履行に必要な電気及び水の使用は有料とし，契約担当官等と調整する。
g)　契約の相手方は，オートリフト納入に際し，官側の支援が必要となる事項がある場合は，当該部隊の 検査・監督官と調整し，官側の支援を受けてもよい。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6NB41AZ0002
	調達要求年月日	令和８年１０月１９日
	作成部課	第３０１普通科直接支援中隊
	作成年月日	令和８年１０月１日

品名	中型車両整備用オートリフト（１１ｔ）据付役務
仕様書番号	-

指定事項：下記の指定事項について，仕様書を補足する。

2.4.1　役務対象品及び役務内容

役務対象品		役務内容	数量
品名	規格		
中型車両整備用オートリフト（１１ｔ）	WSL-PS100S	据付設置	１式

官給品材料支給通知書

官給品内訳明細書（令和８年１０月）

品　名	規格	数量	単位	備　考
中型車両整備用 オートリフト	１１ｔ	1	式	調達要求番号 6NB41AZ0002